

手稲山地区地すべり対策における
計画段階評価検討委員会
規 約

(名称)

第1条 本会は、「手稲山地区地すべり対策における計画段階評価検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、北海道開発局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

2. 手稲山地区地すべり対策における計画段階評価について審議を行い、意見を述べるものとする。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、局長が設置する。なお委員会は、第2条の事務の完了をもって解散する。

2. 委員会の委員は、局長が委嘱し、別紙1のとおりとする。

3. 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4. 委員長は、委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。

5. 委員長に事故があり、委員会に出席できないときは、委員長が予め指名する委員が、その職務を代理する。

6. 委員会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

オブザーバーは、委員長が指名し、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。

7. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、北海道開発局建設部河川計画課に置く。

(委員会)

第5条 委員会の招集・開催は局長の指示により事務局が行う。

(情報公開)

第6条 委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨については、ホームページ等で公表する。ただし、特定の個人・団体の利害に関すること、貴重種の情報など公開することが不適切な場合は、この限りではない。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員会の委員総数の過半数の同意をもって行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り定める。

(施行期日)

附則

この規約は、令和7年8月22日から施行する。

手稲山地区地すべり対策における
計画段階評価検討委員会

委 員 名 簿

◎委員長

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属
おかだ みやこ 岡田 美弥子	北海道大学大学院 経済学研究院 教授
かさい みお 笠井 美青	北海道大学大学院 農学研究院 教授
しぶや まさと 渋谷 正人	元北海道大学大学院 農学研究院 教授
◎やまだ たかし ◎山田 孝	北海道大学大学院 農学研究院 名誉教授
やまだ ともひと 山田 朋人	北海道大学大学院 工学研究院 教授